



熊本県公報

号外 第13号
令和8年(2026年)
3月17日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則…………… (薬務衛生課) 1

規 則

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月17日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第2号

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
熊本県クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)の一部を次のよう
に改正する。
第14条中「第8条の規定による免許証訂正申請書」を「第8条第2項に規定する申請
書」に改める。

別記第7号様式中「

生年月日	
性 別	
個人番号	

」を

に改める。

別記第11号様式中「

生 年 月 日	
性 別	
個 人 番 号	

」を

に改める。

別記第12号様式中「

生 年 月 日	年 月 日
性 別	
個 人 番 号	

」を

に改める。

別記第14号様式中「住所氏名」を「住所氏名、生年月日、性別、個人番号」に改める。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県クリーニング業法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県クリーニング業法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。